

# 平成22年度 第2回東村山市保育料等審議会

平成22年12月22日(水) 午後7時～  
市役所6階 602会議室

## 次 第

1. 子ども家庭部長あいさつ

2. 会長あいさつ

3. 議 題

(1) 保育料の検証等

(2) 児童クラブ費の減免・免除

(3) 次回の審議会

(4) その他

# 資料 1

保育料等審議会

## 会 議 録

(平成 22 年 5 月 13 日分会議録)

平成 22 年 12 月 22 日

東 村 山 市

子 ども 家 庭 部

子 ども 育 成 課

会 議 録

会議の名称	平成22年度第1回東村山市保育料等審議会				
開催日時	平成22年5月13日(木) 午後7時00分～9時00分				
開催場所	東村山市役所いきいきプラザ3階学習室				
出席者及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 米原勝一(会長)・小島聖(会長職務代理) 丹代了委員・久木田稔委員・廣町貴之委員 淵脇稔尚委員</p> <p>(事務局) 今井子ども家庭部長・田中子ども家庭部次長 山口子ども育成課長・野口児童課長・ 大沼子ども育成課長補佐・星野保育係長 下口主査・高野主任</p> <p>●欠席者：唐見和男委員</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由	/	傍聴者数	4
会議次第	<p>開会</p> <p>1. 委嘱状交付</p> <p>2. 市長挨拶</p> <p>3. 委員の紹介</p> <p>4. 事務局の紹介</p> <p>5. 審議会会長の選出</p> <p>6. 会長挨拶</p> <p>7. 会長職務代理の選出</p> <p>8. 諮問書の授受</p> <p>9. 議題</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 傍聴、資料配布の可否</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 保育料の経過説明、質費応答</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 児童クラブ費について</p> <p style="padding-left: 20px;">(4) 次回の審議会</p> <p style="padding-left: 20px;">(5) その他</p> <p>閉会</p>				
問い合わせ先	<p>子ども育成課</p> <p>担当者名 大沼</p> <p>電話番号 042-393-5111 (内線3192)</p> <p>ファックス番号 042-395-2131</p>				
会 議 経 過					
<p>1. 委嘱状交付</p> <p>2. 市長挨拶</p> <p>3. 委員の紹介</p>					

4. 事務局の紹介
5. 審議会会長の選出
6. 会長挨拶
7. 会長職務代理の選出
8. 諮問書の授受
9. 議題

(1) 傍聴、資料配布の可否

傍聴可とする。資料配布可とする。但し、資料の回収は全委員賛成。

(2) 保育料の経過説明、質費応答

○平成19年度に受けた「保育料等について（答申）」についての検証

- ・ 所得税の定率減税の縮減にかかる保育料徴収基準額（定義及び条件）の変更
- ・ 認定こども園・幼稚園児童を対象とした多子世帯の負担軽減

定率減税の縮減に伴い平成19年度より国の保育所徴収金基準額表の所得基準額が改正されたため、本市においても、保育料徴収金基準額表における定義及び条件（各階層における所得税金額の設定区分）の変更を実施した。

当初は、定率減税の縮減に対応するかたちで、各世帯の保育料が高く設定されてしまう事を防ぐため、各階層の所得税金額の設定を改正し、例年どおり国基準の徴収金を保護者と市で、折半（50：50）で負担する予定をしていた。

しかし改正を実施した平成20年度以降の実績では、保護者の負担が減り、市の肩代り分が増えてしまった。（44：56の割合になってしまった。）

主な要因としては、所得税が市民税への税源移譲により下がっている事、また、昨今の不況による各世帯の収入の減少が考えられる。

○質疑応答

Q. 前回の変更の時点で、所得税が市民税に税源移譲されることへの影響を読むことはできなかったのか？

A. 変動の幅が予想より大きく、現実として保護者負担は下がってしまった。

Q. 本当に所得が変動しているのか？金額設定の幅に誤りがあっただけでは？

A. 税源移譲や各世帯の所得自体が減った事への影響は少なからず考えられるため、一概にどちらとは、言えない。

Q. 多子世帯は増え、結果に影響は与えたか？

A. 特別増えてはいない。

Q. 現在は、D18階層までだが、変更の可能性はあるのか？

A. 国の階層は第七階層までであり、他市をみても第12階層位から第20階層の幅が存在する。本市の18階層はかなり前から使用しており、一定の合理性の上で設定されていると思う。階層の増減は、一階層ごとの保育料の金額幅に影響があるので、変更をするのであれば、慎重に進めなければならないと思う。

(3) 児童クラブ費について

○資料の内容説明

○質疑応答

Q. 公設公営は、いつから実施したのでしょうか？

A. 正確にはお伝えできませんが、昭和62～63年くらいだったと思う。

Q. 第二学童を設置したことで、補助金は増えたか？

A. 在籍人数あたりの設定になるので、一概には言えない。

平成22年度以降は、71名以上の児童クラブについては補助金が支出されない予定だったが、補助金を縮小して支払われる予定となった。

Q. おやつ代は1日1人当たりいくらか。職員、嘱託職員の現在の人数は？

A. おやつ代については、1日1人当たり65円。職員数は、33名嘱託職員数は、29名です。

Q. 平成22年度末までに5つの第二学童を増やす計画があるが、その部分の運営費の想定は、どう見込んでいるか？運営委託等の考えはあるのか？

A. 予算はなるべく増やさず、職員の配置換え等を実施し、嘱託職員に切り換える等の対応をしていきたい。

Q. 人口の変動はどう考えていくか？

A. 当市の人口は10年後も微増を予定している。子育て世代も多くなっているのに、児童数が減るといった視点での考えは今のところ無い。

(4) 次回の審議会

次回の開催は、会長と相談のうえ委員の皆さんへ通知させていただきます。

(5) その他

10. 閉会

## 資料 2

保育料等審議会

### 附属機関等の会議の公開に関する指針

平成22年12月22日

東 村 山 市

子 ども 家 庭 部

子 ども 育 成 課

## ○東村山市附属機関等の会議の公開に関する指針

平成 21 年 5 月 25 日市長決裁・制定  
平成 22 年 11 月 19 日一部改正の市長決裁

### (目的)

第 1 この指針は、東村山市情報公開条例(平成 10 年条例第 28 号。以下「情報公開条例」という。)第 20 条に規定する情報提供施策のひとつとして附属機関等の会議を公開することにより、市政への市民参加を推進し、市政の透明性、公平性を向上させるため、必要な事項を定めるものである。

### (対象)

第 2 この指針の対象とする附属機関等とは、東村山市附属機関等の設置及び運営に関する要綱(平成 13 年東村山市訓令第 1 号)第 2 条第 3 項に規定する附属機関等をいう。

### <東村山市附属機関等の設置及び運営に関する要綱>

#### (定義)

第 2 条 この要綱において「附属機関」とは、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、法律又は条例により市長が設置するものをいう。

2 この要綱において「協議会等」とは、次の各号に掲げるものを除き、利害の調整、市政に関する市民の意見反映等を目的として、市長が規則等により設置するものをいう。

(1) 市職員のみを構成員とするもの

(2) 他の地方公共団体、関係機関等が構成員である協議会等で、当該構成員である団体の負担金等により運営され、市の機関内部に事務局が置かれているもの

(3) 市民が主体となって運営している市民組織的な性格を有するもので、その事務局のみが市の機関内部に置かれているもの

(4) 前 3 号のほか、この要綱の対象とすることが不適当と市長が認めたもの

3 この要綱において「附属機関等」とは、第 1 項に規定する附属機関及び前項に規定する協議会等をいう。

### (会議開催の周知)

第 3 附属機関等の庶務を担当する組織の長(以下「庶務担当課長」という。)は、会議の開催に当たっては公開・非公開の別にかかわらず、当該会議開催日のおおむね 2 週間前に、次の各号をイベント情報登録システムに登録して市のホームページに掲載するとともに、「会議開催のお知らせ」(参考様式 1)を情報コーナー及び図書館に配架するものとする。

(1) 会議名称

(2) 開催日時

- (3) 開催場所
  - (4) 議題
  - (5) 会議の公開又は非公開の別
  - (6) 会議の全部又は一部を非公開とする場合においては、その理由
  - (7) 傍聴手続方法と傍聴者の定員及び希望者が定員を超えた場合の処置
  - (8) 担当所管名（問合せ先）
  - (9) その他必要な事項
- 2 庶務担当課長は、附属機関等の委員に対し、原則として開催日の一週間前までに会議資料を送付するものとする。ただし、会議直前まで調整を要する部分等については、この限りでない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、会議を緊急に開催する必要があるとき等やむを得ない場合は、この限りでない。

#### （会議の公開）

- 第4 附属機関等の会議は、条例の規定により非公開とされている場合を除き公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会長が会議に諮って決定することにより、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。
- (1) 情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報を含む内容について審議等を行う場合
  - (2) 会議を公開することにより、委員の率直な発言と意見交換に支障が生じるなど、公正かつ円滑な議事運営が損なわれるおそれがある場合
- 2 附属機関等は、会議の全部又は一部を非公開とすることを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

#### （公開の方法等）

- 第5 附属機関等の会議の公開は、これを傍聴させることにより行う。
- 2 附属機関等は、会議の傍聴を認める定員をあらかじめ定めるとともに、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。
- 3 附属機関等は、傍聴者に議事次第と会議資料を配付するものとする。ただし、次の第1号に該当すると会長が判断した会議資料は、配付しない。第2号又は第3号に該当するときは、会長の判断により配付に替えて閲覧に供することができる。
- (1) 情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報を含むもの。
  - (2) 資料の枚数が大量のとき、残部が少ない刊行物又は有償刊行物であるとき。
  - (3) 傍聴希望者が多く、当日急きよ傍聴定員を増やしたとき。
- 3の2 前項の規定にかかわらず、附属機関等は、著作権者が委員以外への配付を禁じている会議資料は、傍聴者に配付してはならない。著作権者が委員以外の持ち帰りを禁じている資料は、配付後、傍聴者の退席時に回収するものとする。
- 4 附属機関等は、会議を公開するにあたり、傍聴に係る手続及び遵守事項（参考様式



- 2) を定めるものとする。
- 5 附属機関等は、前項の規定に基づき定めた内容について、会場入り口に掲示する等の方法により傍聴者に周知するものとする。

(会議録の作成)

- 第 6 附属機関等の庶務担当課長は、審議経過等が明確となるように、会議の公開、非公開にかかわらず、速やかに会議録（参考様式3）を作成しなければならない。
- 2 会議録は、当該会議録に係る会議に出席した附属機関等の委員全員もしくは委員を代表して会長が内容を確認した後に確定するものとする。

(会議録等の公表)

- 第 7 附属機関等の庶務担当課長は、公開により開催された会議の会議録及び会議資料（以下「会議録等」という。）を情報コーナー及び図書館へ配架するとともに、市のホームページへ掲載して公表する。ただし、情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報が記載された部分は公表しない。
- 2 非公開により開催された会議の会議録等の公開については、情報公開条例の定めるところによる。
- 3 附属機関等の庶務担当課長は、委員の個人情報（氏名、職業、地位、会議の出欠、会長等の別等）を市のホームページ等で提供する場合は、方法及び内容について、事前に当該委員の了承を得るものとする。
- 4 会議録等のホームページ掲載期間は、会議開催日の属する会計年度の翌年度から起算して3年を原則とする。

附 則

(施行期日)

この指針は、公布の日（平成21年6月1日）から施行する。

附 則

(施行期日)

この指針は、公布の日（平成22年11月25日）から施行する。

# 資料 3

保育料等審議会

## 認可保育園

平成22年12月22日

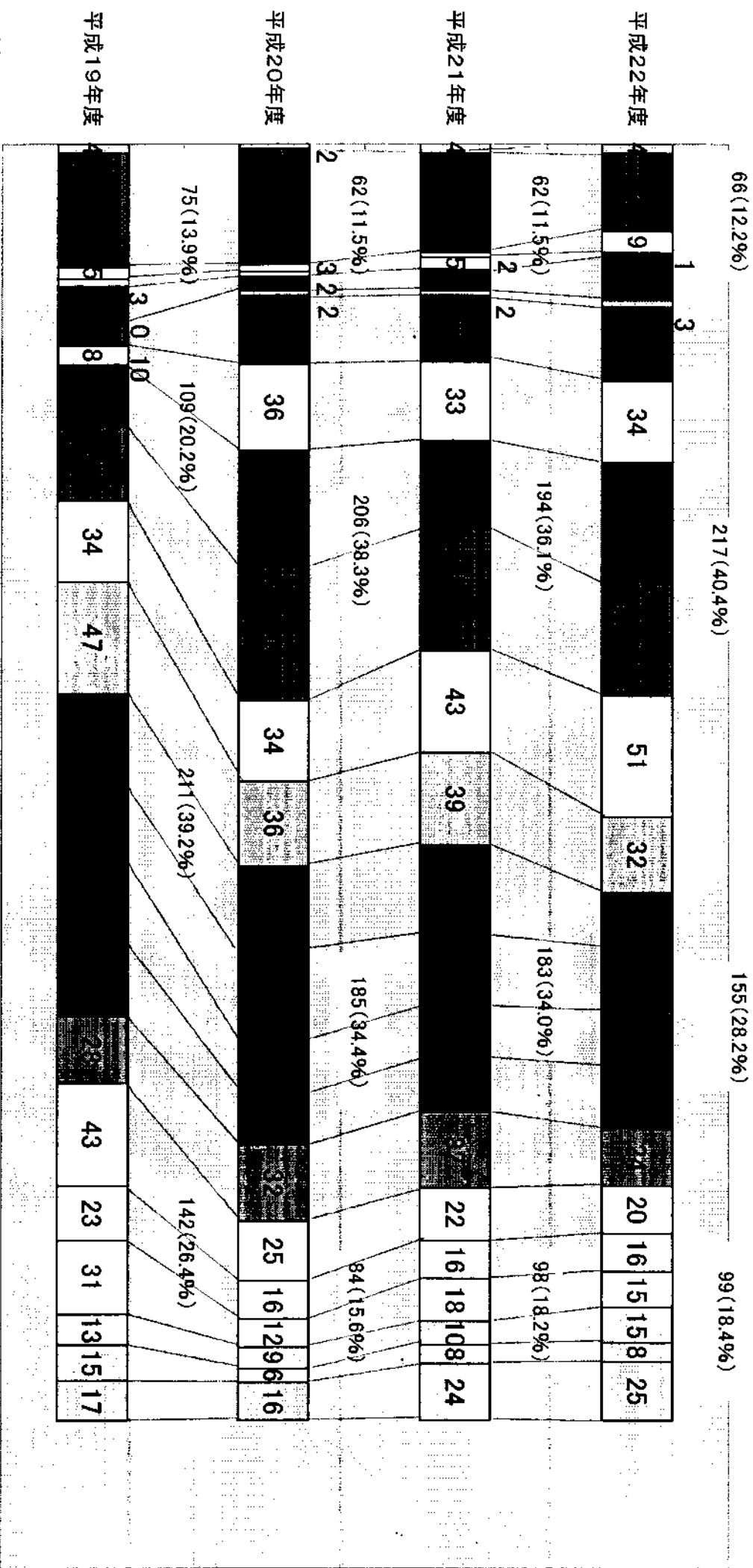
東 村 山 市

子 ども 家 庭 部

子 ども 育 成 課

# 階層別内訳

- A ■B □C1 □C2 ■C3 □D1 ■D2 □D3 ■D4 ■D5 □D6 □D7 ■D8 ■D9 ■D10 ■D11 ■D12 □D13 □D14 □D15 □D16 □D17 □D18

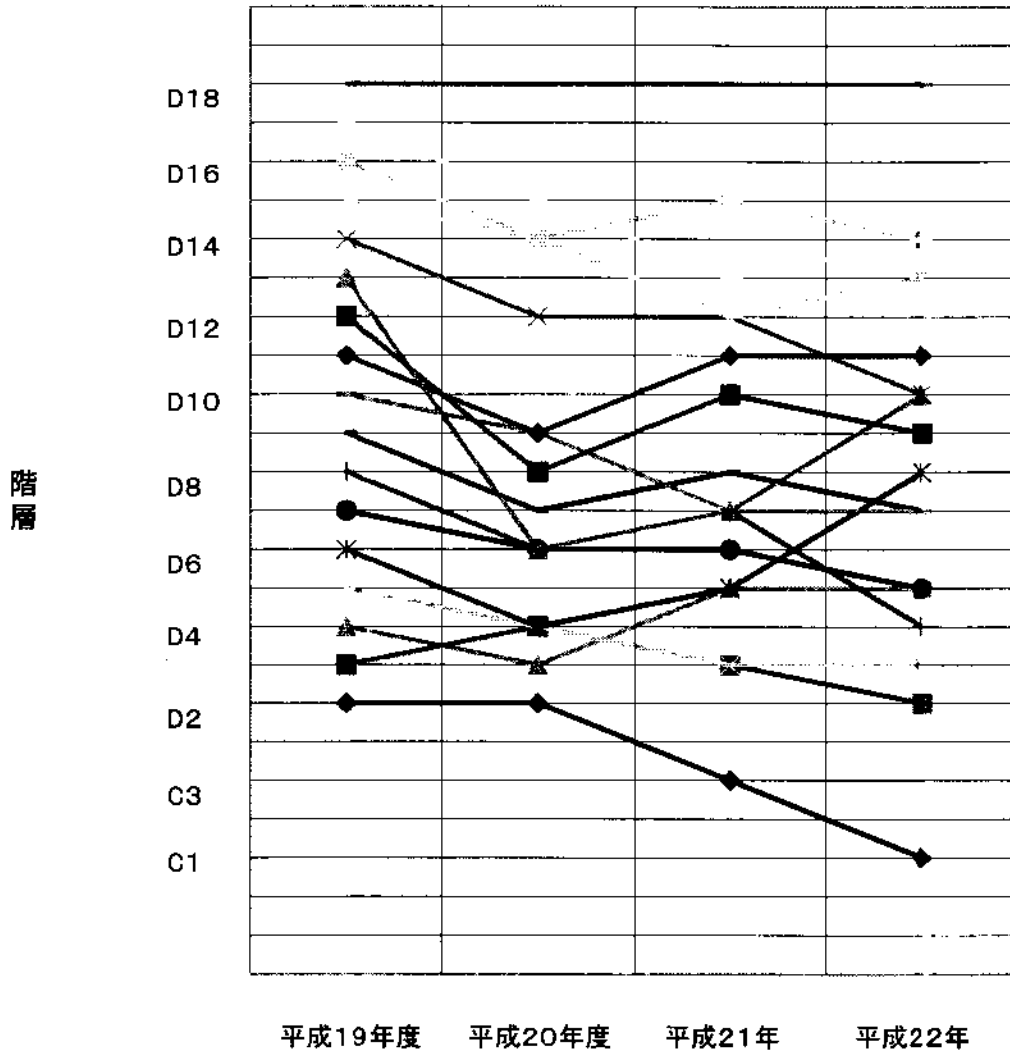


# 推移

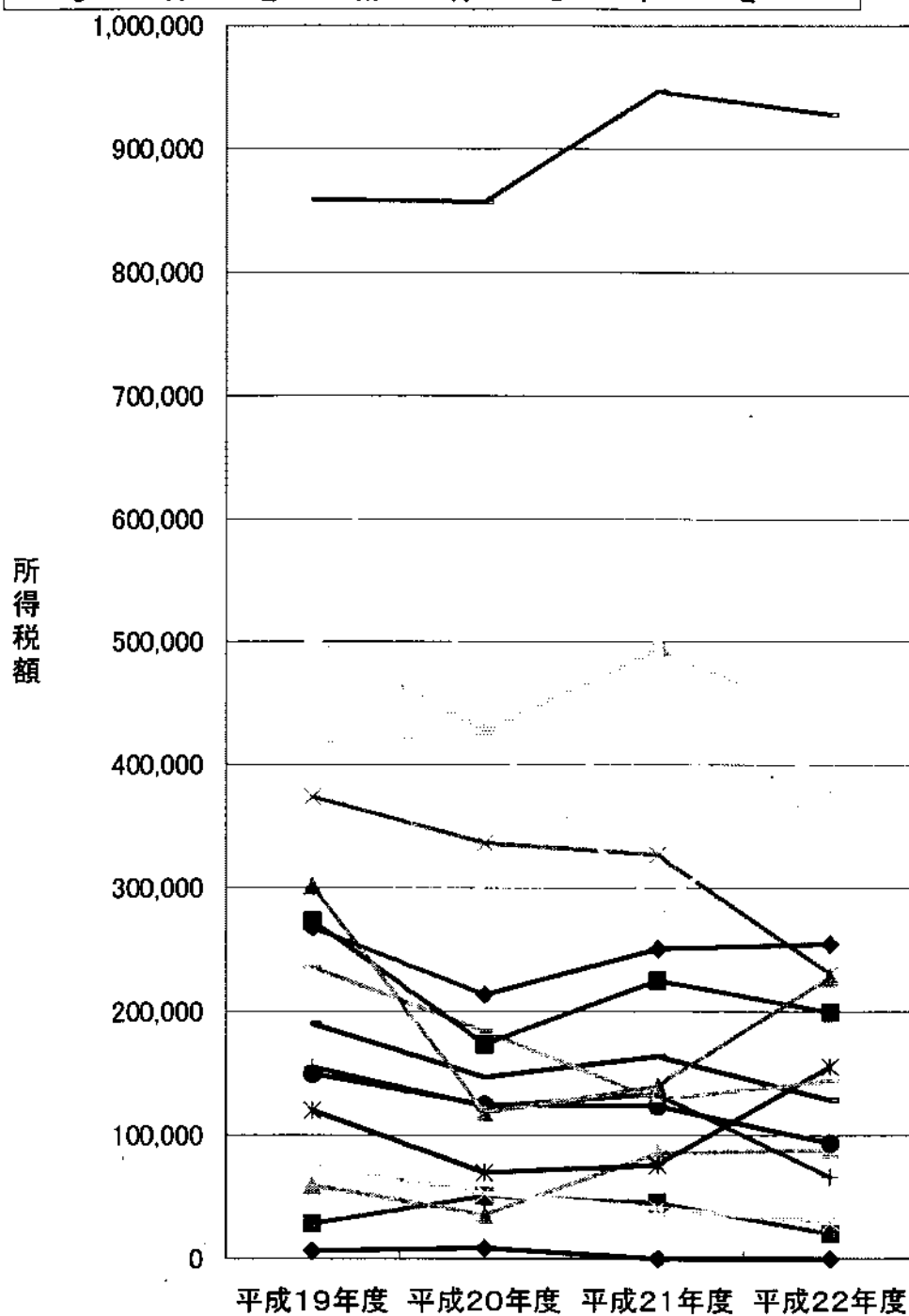
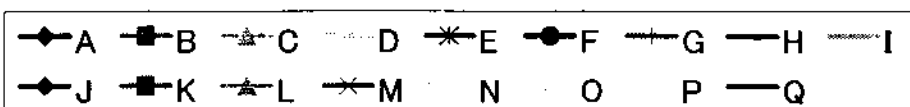
階層(所得税額)  
(市民税所得割額)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
Aさん一家	D2(6,400) (57,400)	D2(8,600) (11,800)	G3(0) (0)	C1(0) (未申告)
Bさん一家	D3(28,400) (23,600)	D4(50,800) (68,600)	D3(45,600) (61,000)	D2(20,600) (27,800)
Cさん一家	D4(59,500) (47,800)	D3(35,900) (28,800)	D5(85,500) (99,100)	D5(88,500) (30,800)
Dさん一家	D5(75,400) (57,200)	D4(53,000) (38,700)	D3(41,000) (31,500)	D3(29,700) (24,700)
Eさん一家	D6(119,900) (85,900)	D4(69,700) (66,600)	D5(75,800) (78,800)	D8(155,500) (133,600)
Fさん一家	D7(149,600) (106,200)	D6(124,600) (81,300)	D6(123,600) (80,700)	D5(93,900) (85,200)
Gさん一家	D8(155,100) (108,100)	D6(123,100) (152,400)	D7(133,300) (161,000)	D4(66,200) (77,300)
Hさん一家	D9(189,900) (134,400)	D7(146,900) (184,100)	D8(163,900) (204,600)	D7(128,600) (162,100)
Iさん一家	D10(235,500) (167,800)	D9(184,000) (197,600)	D7(128,700) (160,100)	D7(144,400) (157,800)
Jさん一家	D11(267,600) (192,500)	D9(213,500) (229,700)	D11(250,700) (252,600)	D11(254,600) (218,600)
Kさん一家	D12(273,100) (188,400)	D8(173,400) (168,700)	D10(225,200) (199,700)	D9(199,500) (180,700)
Lさん一家	D13(301,700) (209,300)	D6(118,100) (137,600)	D7(139,700) (172,300)	D10(227,800) (251,700)
Mさん一家	D14(373,900) (256,700)	D12(336,400) (326,400)	D12(327,000) (323,800)	D10(230,500) (249,300)
Nさん一家	D15(419,900) (282,000)	D14(422,300) (365,500)	D12(286,200) (251,300)	D13(383,000) (332,200)
Oさん一家	D16(502,400) (316,100)	D14(427,200) (367,700)	D15(493,600) (385,200)	D14(435,200) (368,000)
Pさん一家	D17(642,100) (354,500)	D15(469,700) (372,800)	D13(354,900) (248,300)	D14(408,500) (358,600)
Qさん一家	D18(859,000) (440,800)	D18(857,000) (508,200)	D18(946,800) (525,900)	D18(927,900) (527,600)

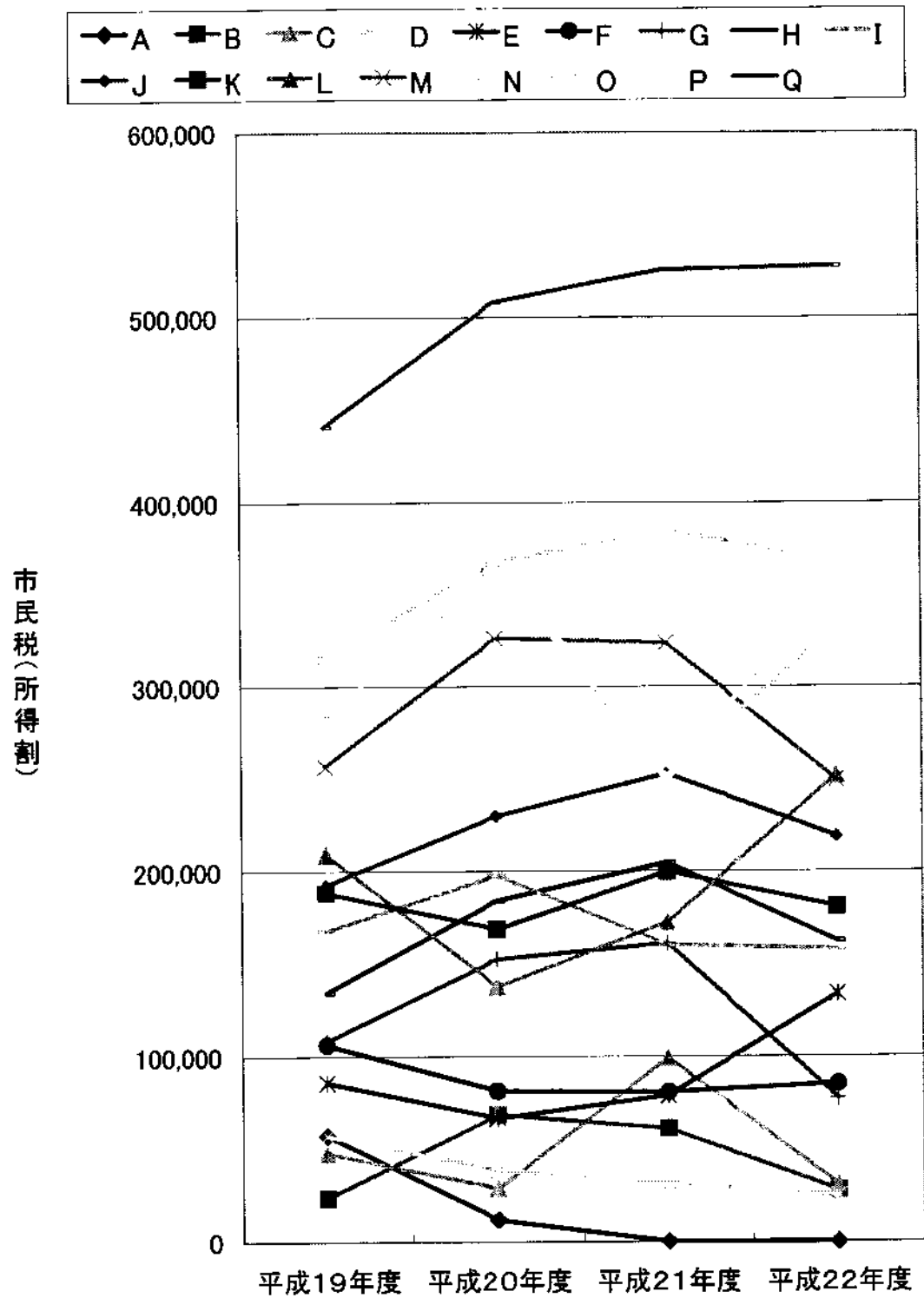
### 階層推移



### 所得税推移



### 市民税(所得割)推移



税源移譲前と後の税額比較(住民税・所得税)

	住民税			所得税		
	平成18年	平成19年	差額	平成18年	平成19年	差額
Aさん (給与収入 2,457,451円)	適用税率 市民税3% 都民税2%	市民税6% 都民税4%	1,500	10%	5%	0
	税額 11,600	13,100		0	0	
Bさん (給与収入 3,051,122円)	適用税率 市民税3% 都民税2%	市民税6% 都民税4%	700	10%	5%	0
	税額 12,100	12,800		0	0	
Cさん (給与収入 4,077,908円)	適用税率 市民税3% 都民税2%	市民税6% 都民税4%	32,300	10%	5%	▲27850 (D4※1→D3※2)
	税額 40,300	72,600		55,700	27,850	
Dさん (給与収入 5,034,000円)	適用税率 市民税3% 都民税2%	市民税6% 都民税4%	69,000	10%	5%	▲61950 (D7→D5)
	税額 71,800	140,800		123,900	61,950	
Eさん (給与収入 6,252,536円)	適用税率 市民税8%-100,000 都民税2%	市民税6% 都民税4%	107,800	10%	10%-97,500	▲97500 (D10→D6)
	税額 130,400	238,200		213,800	116,300	
Fさん (給与収入 7,046,297円)	適用税率 市民税8%-100,000 都民税2%	市民税6% 都民税4%	112,800	10%	10%-97,500	▲97500 (D12→D9)
	税額 192,300	305,100		280,700	183,200	

※1 平成18年の所得税を用いて平成19年度の保育料を算出した際の階層区分

※2 平成19年の所得税を用いて平成20年度の保育料を算出した際の階層区分



# 資料 4

保 育 料 等 審 議 会

## 児 童 ク ラ ブ 費 の 免 除 ・ 減 額

平 成 2 2 年 1 2 月 2 2 日

東 村 山 市

子 ども 家 庭 部

児 童 課

# 近隣各市児童クラブ費の減免制度

	東村山市	小平市	清瀬市	東大和市	東久留米市	西東京市	小金井市	立川市
1、使用料(月額)	5,500円	5,500円	5,000円	4,500円	5,000円	4,000円	3,000円・5,000円・7,000円・9,000円(所得による)	4,000円
2、間食費(月額)	—	—	—	1,500円	—	1,000円	—	1,500円
3、2人目以降の児童(1人当たり)	3,500円	半額	3,000円	育成料のみ 2,500円の減額	なし	半額	なし	2,500円
4、生活保護法	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除
5、住民税非課税	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	なし
6、就学援助費	免除	半額	なし	なし	なし	育成料を免除	なし	免除
7、ひとり親家庭	なし	半額	3,000円	なし	なし	免除	なし	なし
8、市民税均等割り	なし	半額	なし	なし	なし	なし	3,000円	なし
9、その他の理由 (生活困難者、市長が困難と認められた場合など)	なし	減額・免除	減額・免除	減額・免除 (生保より下回る時など)	天災・災害、失業その他の事情(減免又は納期を延長)	減額・免除	減額・免除	減額・納期限を延長
10、欠席時の免除等(長期・短期日数、疾病・災害…)	なし	・月の全日数欠席すること(1ヶ月限度) ・災害により1ヶ月以上欠席した場合(2ヶ月限度)(免除)	なし ※特に問題、苦情も寄せられない	・疾病その他の特別な理由により月の全日数を欠席する場合(免除) ※実家に帰省、海外赴任などの理由でも届出により免除、3ヶ月限度	なし	・休会制度(児童の疾病などで) ※休会は1ヶ月～3ヶ月程度 ・月の16日以降入会又は15日以前退会は月分の育成料等2分の1の額の減額	なし	・事前申請により 月全日は 夏休みのみ免除 災害・疾病 免除 ・期限 3ヶ月程度 (ケースによる)
11、申し込み方法 (保護者の申請)、周知方法	・すべて自己申請 ・期限-年度内さかのぼって免除 ・周知-児童クラブ申込書その他	・すべて自己申請 ・期限-案内ははじめに通知書他で何回も周知	・すべて自己申請 ・期限-申請があった翌月からさかのぼらない ・周知-新年度の案内、決定通知書、など	・すべて自己申請 ・期限-申請した月(10日)から免除、さかのぼらない ・周知-学童クラブの案内等。	・すべて自己申請 ・期限-援助を受けた月にさかのぼって免除 ・周知-学童クラブの案内に記載。記載なし。	・すべて自己申請 ・期限-7月末まで4月にさかのぼるが、あとは申請月から免除。 ・周知-期限-学童クラブの案内。該当者に通知書記載の他、電話等で徹底させて効果あり	・すべて自己申請 ・期限-援助を受けた月にさかのぼって免除 ・周知-学童クラブの案内は利用手引きに質問はお問い合わせ下さい、と記載。決定通知書には記載なし。	・すべて自己申請 ・期限-援助を受けた月にさかのぼって免除 ・周知-決定通知書、学童クラブ案内

※内容は11月現在のHPや電話聞き取りによる調査

## 児童クラブ費の免除・減額制度の見直し

### 1. 東村山市の免除・減額

当市は、生活保護世帯・市民税非課税世帯・就学援助世帯のいずれかの世帯を対象に児童クラブ費の免除制度を導入しています。

生活保護世帯は、最低限度の生活を保障した国制度を受けている世帯であり困窮度は高いものとみなされます。

市民税非課税世帯は、収入に対し控除や税率を算入して税額決定するものであり税額が低ければ収入が低いものと想定できます。

就学援助世帯は、市民税非課税世帯と同様に算定されますが住宅の賃貸借費等の控除が算入される点がありますが収入を基に算定されます。

また、2人以上の児童が児童クラブに入会しているときには、2人目以降の児童については1人につき3,500円に減額しています。

ちなみに、平成21年度の免除・減額は29.8%（免除25.1%、減額4.7%）でありました。

今後、児童クラブ費の免除の考え方として重要なことは、どのような世帯に対してどれだけの支援（軽減）をするべきなのかであり、真に免除を必要とする世帯はどのような世帯なのかを整理が必要と考えます。

### 2. 見直しの考え方（案）

ひとつの考え方として、世帯の収入額を基準に判断をすべきと考えますことから生活保護世帯はもちろん免除対象とし、市民税非課税世帯と就学援助世帯は重複している部分が多いため、市民税非課税世帯としたい。

また、市民税非課税世帯とは別に均等割りのみが課税されている世帯には、例として、年額の半額免除や一定の減額の方法で困窮度の支援（援助）を行う考えもある。

また、近年1人親世帯が多く見受けられるので、その世帯に対するの免除適用の考えもある。

### 3. 他市の状況

別紙資料「近隣各市児童クラブ費の減免制度」参照

# 資料 5

保 育 料 等 審 議 会

## こども園・子育て新システム

平成22年12月22日

東 村 山 市

子 ども 家 庭 部

子 ども 育 成 課

# 子ども・子育て新システム検討会議体制図

少子化社会対策会議

行政刷新会議

「子ども・子育て新システム検討会議」

【共同議長】 玄葉 光一郎 国家戦略担当大臣 (少子化対策)  
 岡崎 トミ子 内閣府特命担当大臣 (行政刷新)  
 蓮 舫 内閣府特命担当大臣 (行政刷新)

【構成員】 片山 善博 総務大臣  
 野田 佳彦 財務大臣  
 高木 義明 文部科学大臣  
 細川 律夫 厚生労働大臣  
 大皇 章宏 経済産業大臣  
 古川 元久 内閣官房副長官 (衆・政務)

「作業グループ」

【主 査】 内閣府副大臣 (少子化対策)

【構成員】 総務大臣政務官  
 財務大臣政務官  
 文部科学大臣政務官  
 厚生労働副大臣  
 経済産業大臣政務官  
 内閣府大臣政務官 (国家戦略担当)

「子ども・子育て新システム検討会議事務局」

【事務局長】 内閣府副大臣 (少子化対策)  
 【事務局長代理】 関係府省の局長クラスから事務局長が指名  
 【事務局長次長】 関係府省の審議官クラスから事務局長が指名  
 【事務局員】 関係府省の職員から事務局員が指名

基本制度ワーキングチーム

幼保一体化ワーキングチーム

こども指針 (仮称) ワーキングチーム

# 子ども・子育て新システムの基本制度案要綱

22.6月

## 【目的】 子ども・子育て新システムでは、以下のような社会を実現

- ◆ すべての子どもへの良質な育成環境を保障し、子どもを大切に社会
- ◆ 出産・子育て・就労の希望がかなう社会
- ◆ 仕事と家庭の両立支援で、充実した生活ができる社会
- ◆ 新しい雇用の創出と、女性の就業促進で活力ある社会

## 【方針】 以下の方針のもとに、制度を構築

- ◆ 子ども・子育てを社会全体で支援
- ◆ 利用者(子どもと子育て家庭)本位を基本とし、すべての子ども・子育て家庭に必要な良質のサービスを提供
- ◆ 地域主権を前提とした住民の多様なニーズに応えるサービスの実現
- ◆ 政府の推進体制の一元化

## 【新システムとは】 以下のような新システムを実現

- ◆ 政府の推進体制・財源の一元化
- ◆ 社会全体(国・地方・事業主・個人)による費用負担
- ◆ 基礎自治体(市町村)の重視
- ◆ 幼稚園・保育所の一体化
- ◆ 多様な保育サービスの提供
- ◆ コーク・ライク・バランスの実現

## ■ 23年通常国会に法案を提出、25年度の施行を目指す

- ※ 恒久財源を確保しながら25年度の本格施行に向けて段階的に実施
- ※ 待機児童解消対策、現金・現物給付の一体提供など、23年度から実施できるものは前倒して実施
- ※ 成長戦略策定会議等との連携
- ※ 子ども・子育て包括交付金(仮称)をはじめ具体的な制度設計に当たっては、実施主体である地方が新システムを円滑に施行できるように地方の意見を反映するとともに、地域主権戦略会議が進めている一括交付金の制度設計や国と地方の協議の場での議論との連携

# 基本設計

…23年通常国会に法案を提出→25年度施行(財源確保しながら、23年度から段階的に実施)

## ■ 子ども子育てを社会全体で支援する一元的な制度の構築～制度・財源・給付の一元化の実現～

### ○ 国と都道府県の役割 ～実施主体の市町村を重層的に支える仕組み～

【国】  
 新システムの制度設計  
 ・ 市町村への子ども・子育て包括交付金(仮称)の交付等、制度の円滑な運営のために必要な支援

【都道府県】  
 広域自治体として、市町村支援事業(広域調整、情報提供など)を実施  
 ・ 都道府県が主体となって行う事業を実施(社会的養護など)

### ○ 市町村の権限と責務

- ・ 自由度を持って、地域の実情に応じた給付設計
- ・ 住民にサービス・給付を提供・確保

- ※
- ① 必要な子どもにサービス・給付を保障する責務
  - ② 質の確保されたサービスの提供責務
  - ③ 適切なサービスの現実な利用支援する責務
  - ④ サービスの費用・給付の支払い責務
  - ⑤ 計画的なサービス提供体制の確保・基盤整備責務

### ○ 社会全体(国・地方・事業主・個人)による費用負担

- ・ 両立支援・保育・幼児教育給付(仮称)に、事業主・個人が拠出することを検討
- ・ 国及び地方の恒久財源の確保を前提とした実施
- ・ 子ども・子育て勘定(仮称)から、市町村が自由度を持って必要な給付を行うことができるよう、子ども・子育て包括交付金(仮称)として必要な費用を包括的に交付
- ・ 市町村は、子ども・子育て特別会計(仮称)において、地域の実情に応じた給付を実施

### ○ 子ども・子育て会議(仮称)の設置を検討

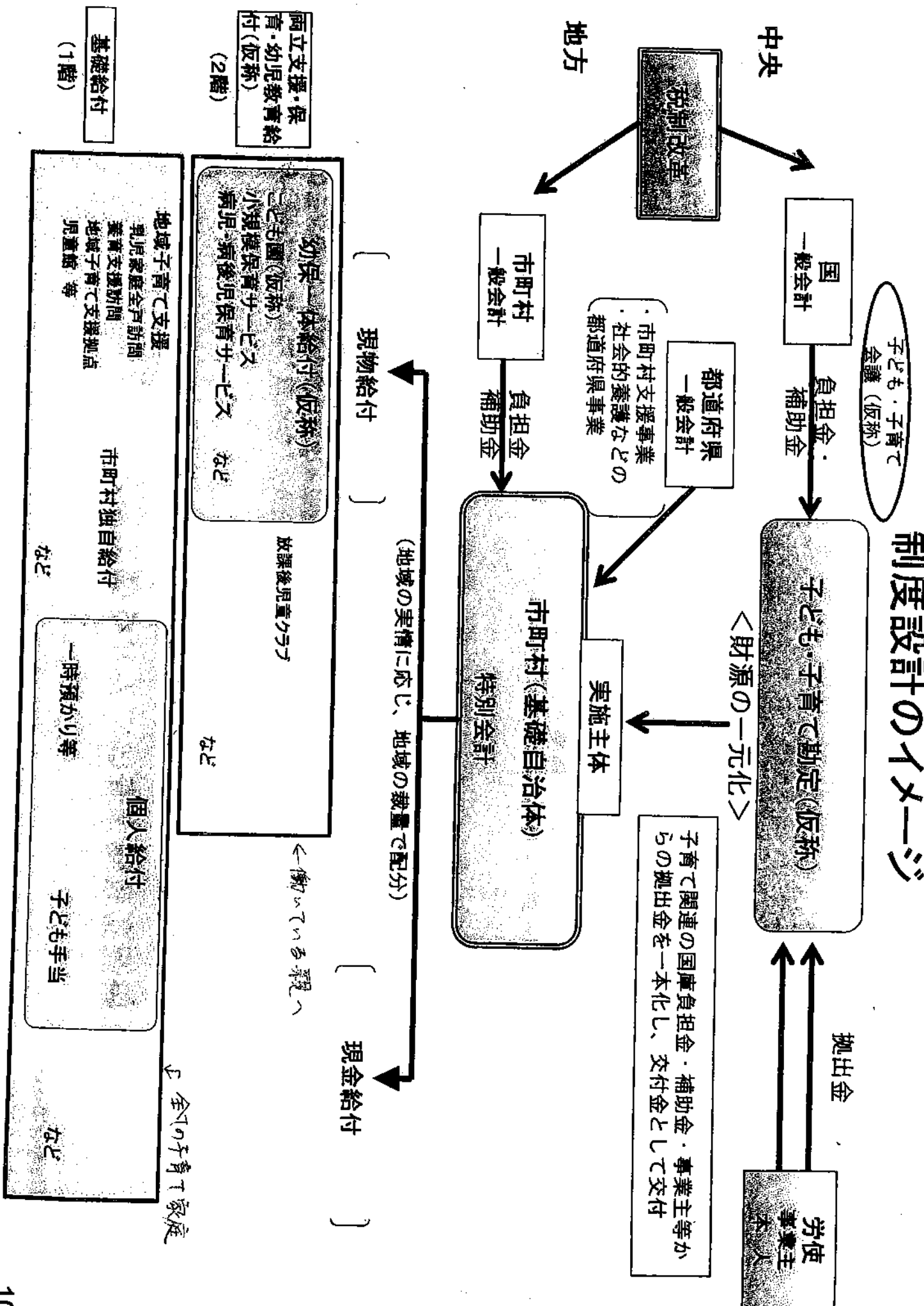
- ・ 地方公共団体、労使代表を含む負担者、子育て当事者、NPO等の子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができるとして国に子ども・子育て会議(仮称)を設置することを検討

### ○ 新システム実施体制の一元化

- ・ 新システムを一元的に実施する子ども家庭省(仮称)の創設に向けて検討

※ ワークライフバランスを推進する観点からの制度の検討  
 ※ 地方の自主性の発揮の観点から、可能な限り、地方の自由度を尊重する仕組み

# 制度設計のイメージ





# 子ども・子育て新システム・今後のスケジュール

